



# STOP! 介護崩壊 介護ウェブ2010 推進ニュース

## — 介護ウェブの “Big Wave” をおこそう! —

**方針「今後の介護ウェブの取り組みについて」を具体化し介護改善要求の声を国会に届けよう!**

**根拠を示し、粘りづよくはたらきかけていくことが教訓!**

**「高齢者等居住安定化推進事業」を公益事業として認めさせた取り組み(北海道)**

社会福祉法人協立いつくしみの会では、国土交通省と厚労省がすすめている「高齢者等居住安定化推進事業」に応募し、「生活支援サービス付適合高齢者専用賃貸住宅整備部門」について事業計画を具体化し準備をすすめてきました。

札幌市との相談の中で、この事業が北海道では例がないものであり社会福祉法人の「収益事業」にあたるのではないかと疑義を発し、もしそうならば「本体事業の適正な運営を阻害するような事業であれば認められない」「投資資金は社会福祉事業からの繰入が禁止されている」とされました。実質的に国の推進事業を社会福祉法人がやれないという事態にもなりかねず、当法人の事業計画も抜本的な見直しが迫られるものでした。また、この件に関し、厚労省、北海道庁は、判断を自らせず自治事務の観点から「自治体の裁量にゆだねる」という態度でした。

最も社会福祉事業の経験を有し公益性の高い社会福祉法人が、このような「地域包括ケアシステム」の一つの積極的モデルとなるような事業に参入できないとなれば非常に大きな問題であると同時に、全国の社会福祉法人の先例にもなってしまいます。

法人では札幌市の担当部局に粘り強くはたらきかけながら、4月16日に札幌市長に対し、「社会福祉の経験とノウハウを最も有する社会福祉法人が事業者となる門戸が閉ざされることがないように、公益事業として認定を求める」要望書を提出しました。ここでは、「地域包括ケアシステムに社会福祉法人が果たす積極的な役割」「他県には公益法人の先例があること」「適合高専賃がそのままでは収益事業になり特定施設をとれば居宅サービスとなり、有料老人ホームにすれば老人福祉法に位置づけられるという矛盾があること」などを論点に公益性を強調しました。

その後、4月22日に「要望書に対する回答」が届き、社会福祉法人として事業を行うことが認められました。回答の内容は、「①関係法令等に照らし合わせて慎重に協議した結果公益事業と見なすことができる」と判断いたしました。「今後の事業開始までの事務処理について、社会福祉法人の設立等及び運営の手引きを参照の上、事業所管部局との十分な協議を行い、適切に遅滞なく行ってください」というものでした。

「根拠を示し、粘りづよくはたらきかけていくこと」で、この推進事業を公益事業として認めさせることができました。あらためて社会福祉法人の役割の大きさをかみしめた事例でした。24時間365日切れ目のないサービスを提供していくことをめざし、この事業の成功と介護ウェブの取り組みを引き続き強めていきます。

(2010年4月23日 社会福祉法人協立いつくしみの会 石井秀夫常務理事より)

### 【事務局短信】 STOP! 「介護保険施設等実地指導マニュアル」平成22年4月改定版について

厚労省は、「介護保険施設等実施指導マニュアル」平成22年4月改定版をまとめ、各自治体等に発出しています。このマニュアルは、厚生労働省が平成19年2月にまとめた「介護保険施設等指導マニュアルについて」の改定版です。内容は、「第1. 指導監督の仕組み」「第2. 指導マニュアル（総論、運営指導マニュアル、報酬請求指導マニュアル）」「第3. 参考資料」の3章構成で、別冊として「第1. 関係法令等」「第2. 各種加算等自己点検シート、報酬加算・減算適用要件等一覧」も集録された700ページを超えるマニュアルです。全日本民医連HP会員のページに掲載しています。また、「東京社会福祉協議会」が冊子に編集し販売しています。(4月28日発行予定 2,100円)

購入は、東社協 HP <http://www.tcsw.tvac.or.jp/> をご参照ください。

お問い合わせは、「介護ウェブ推進本部」事務局：山平・名波まで

TEL 03-5842-6451 / FAX 03-5842-6460 / E-mail min-kaigo@min-iren.gr.jp